

横芝光町農業委員会 8 月第 4 回定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 5 日(金) 午後 1 時 3 0 分～午後 2 時

2. 開催場所 横芝光町役場 第 3 会議室

3. 出席委員 (10 名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	2 番	川島 理昭	3 番	永野 邦子
	5 番	伊藤 直樹	6 番	花澤 成晃
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 1 番 小川 文彦 7 番 向後 隆輝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第 2 議案第 1 号

農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第 3 議案第 2 号

農地法第 5 条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第 4 議案第 3 号

令和 4 年度第 4 次農用地利用集積計画 (案) の承認について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年8月第4回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。
事務局	本日は、1 番小川委員、7番向後委員より欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5 番 伊藤直樹委員、10 番 下高原美津子委員をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め る。 令和4年8月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄 次のページをご覧ください。今回の3条の許可申請は、3件です。 なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から③の位置図と、申請地②に関する別紙1を添付していますので併せてご覧ください。

1件目と2件目は関連する案件ですので、一括して説明させていただきます。

1件目の申請地は、寺方 字 東中島の田3筆、1,032㎡です。

2件目の申請地は、於幾 字 踊台の田4筆、1,238㎡です。

町の東西方向を接続する重要な路線である町道I-7号線改良事業のうち、新栗島橋から寺方地先区間の整備に係る代替地の案件となります。

1件目は、別紙1のとおり、道路改良事業により分断され不整形となった農地に代わり、面積が減るものの整形の1枚田を贈与により譲受人が取得することで、耕作の利便性を確保しようとするものです。

2件目は道路改良事業にかかる買収により分断され不整形となった農地を、町の事業推進のため贈与により譲受人が取得するものです。

現在作付けされている稲はそれぞれ譲受人が収穫すること、お互いに贈与する面積に差があること、1件目譲渡人と2件目譲受人は名義が異なるものの同一世帯に属する親子であることにつき、協議の上合意を得ているものとなっています。

次に3件目の申請地は、木戸 字 十六割の田1筆、109㎡です。相続により農地を取得したものの、町外に在住し農業を行っていない譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目並びに2件目の案件について、私が担当委員となりますので、私から説明します。関連がありますので一括で説明します。

4 番

1件目は、新栗島橋から延長する道路改良事業により形が悪くなるため、代替地を希望していた譲受人が、譲渡人と協議が

整い、贈与により所有権移転を受けるものです。なお、申請地に作付けされている稲は、譲受人の収穫物としてお互いに合意しています。

2件目は、1件目で触れました道路改良事業の買収を受けた農地について贈与により所有権移転を受けるものです。なお、田が分断された状態となるものの、農地の面積自体は増えます。また、稲の収穫物についても、譲受人のものとするので合意しています。町の事業推進のため、地元の町議会議員の努力による今回の案件となります。

議長 説明が終わりましたので、1件目、2件目の案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので以上で質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5番 5番伊藤です。この件は、相続により取得した土地であり、農業をしていない譲渡人から、申請地と隣接する農地を所有している譲受人が、経営規模拡大のため売買により所有権移転をするものです。なお、申請地は、田として利用し水稻を耕作する予定です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する
県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見
について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和4年8月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、3件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は、北清水 字 杓ノ浦、畑、1, 539㎡のうち95
1. 06㎡です。

天然ガスの採取を行う譲受人から、申請地にあるガス井が古く、設置本
管の洗浄工事が必要となったため、作業用地として賃貸借による一時転用
の申請があったものです。なお、相続手続きが済んでいないため、譲渡人
は相続権を有する10人です。

申請地①と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので
併せてご覧ください。

申請地は、旧JA山武郡市上堺支所から北へ約250mの位置にありま
す。

農業振興地域整備計画の農用地区域にある農地ですが、町から農振計画
上の支障はないとの回答を得ていること、また、一時転用であることから、
例外として許可が見込まれます。

両総土地改良区からは、一時転用の同意書を得ています。申請地には埋
め立てはせず、土木シートと鉄板を敷設します。

汚水や雑排水の放流はなく、雨水は敷地内での自然浸透処理としていま
す。

一時転用の期間は、令和4年9月1日から令和4年11月30日までを
予定しています。

工事費および土地賃借料は、自己資金で賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして申請2件目の土地は、栗山 字 鶴巻の畑、1,011㎡です。

転用の目的は申請地に隣接している、譲受人が製作するH鋼などの鉄製品のストックヤードが手狭になったため、拡張整備するものとなります。

申請地②記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は栗山南部二集会所の東約50mの位置にあります。

都市計画用途地域の準工業地域内となっているため第3種農地と判断でき、原則として許可が見込まれます。

敷地は整地後、砂利敷均しとなり、雨水は敷地内自然浸透としています。

申請地は土地改良区の受益地ではなく、隣接農地所有者には説明済みで異議はなかったとのこととです。

工事期間は令和4年9月15日から令和4年10月31日までを予定しています。

土地代金、整地費及び建設費は、全額を自己資金により賄う予定ですが、金融機関からの残高証明書により必要な事業費が確保されていることを確認しています。

続きまして申請3件目は中台 字 棒立の畑1筆410㎡です。

親子間で使用貸借権の設定をし、専用住宅1棟の建築をしようとするものです。

申請地③と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、主要地方道成田松尾線山室交差点から北北西へ約300mの位置にあります。

申請地は、小規模な農地集団に属し、土地改良事業が行われていないため第2種農地に該当し、他に適切な土地がない場合に転用許可が見込まれます。

住宅建築面積は59.93㎡を計画しています。なお、一般専用住宅で転用可能な面積の上限の範囲内となっています。

汚水・雑排水については農業集落排水施設へ接続することとしており、雨水については、敷地内浸透とする計画です。

整地を行い、周囲にブロック塀を施工する計画で、隣接農地所有者へは説明済みで同意を得ています。

工事期間は、令和4年9月14日から令和5年1月31日までを予定しています。

建設費は、自己資金及び借入金により賄う予定ですが、自己資金は内金として支払い済みで、借入金については、金融機関の事前審査結果により融資を受けられる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。
1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8番 8番伊藤です。本件は、天然ガス採掘設備維持のための一時転用で、土地改良区とも協議が調っており、問題はありません。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

12番 12番秋葉です。本件は、資材置場の拡張で、土地改良の受益地でもなく、問題ありません。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知

事に意見書を送付いたします。

続いて3件目の案件について、担当委員である1番小川委員が本日欠席のため、事務局に説明を求めます。

事務局

この件につきまして1番小川委員から連絡を受けておりますので報告いたします。本件は、雑排水の放流先も決まっており、住宅であるため周辺農地への影響も心配なく、問題ないとのことですので。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議長

日程第4 議案第3号 令和4年度 第4次農用地利用集積計画(案)の承認について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和4年度第4次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年8月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定1件、中間管理機構設定8件、所有権移転が1件の合計10件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、栗山 字 向ミコロタの畑1筆、1,676㎡、期間は10年間です。

続いて中間管理機構設定ですが、利用権を設定する者、利用権の設定を受け転貸を行う者、転貸を受ける者は資料に記載のとおりです。

なお、設定する権利はすべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、中間管理機構設定1件目は、新島 字 新田の田1筆、1, 921 m²、期間は10年2か月間です。

2件目は、新島 字 荒場の田1筆、2, 359 m²、期間は5年2か月間です。

3件目は、篠本 字 向田の田1筆、1, 021 m²、期間は10年2か月間です。

4件目は、宮川 字 池端、宮ノ下の田2筆、2, 428 m²、期間は10年2か月間です。

5件目は、宮川 字 宮ノ下の田2筆、892 m²、期間は10年2か月間です。

6件目は、鳥喰新田 字 南沼の田13筆、12, 344 m²、期間は10年2か月間です。

7件目は、木戸 字 十二割の田1筆、1, 831 m²、期間は10年2か月間です。

8件目は、木戸 字 七割、十一割、十五割の田7筆、5, 297 m²、期間は10年2か月間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は資料に記載のとおりです。

所有権を移転する農地は、取立 字 新向の田1筆、1, 021 m²、売買により本年9月20日に引渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議 長

議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

新規設定の案件について、審議を行います。1件目の案件が、秋葉芳明委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十條の規定により、採決が終了するまでの間、秋葉芳明委員には、退室を

お願いします。

それでは新規設定1件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、新規設定案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

秋葉委員を除く全員の賛成を認めます。よって、新規設定案件については、原案のとおり決定いたしました。

秋葉芳明委員の入室を認めます。

(12番 秋葉委員 入室)

秋葉委員に報告します。ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

続いて中間管理機構設定の1件目から6件目までの案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、1件目から6件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成。よって、中間管理機構設定の1件目から6件目までの案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて中間管理機構設定の7件目と8件目の案件が、伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員には、退室をお願いします。

それでは中間管理機構設定の7件目と8件目の案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、7件目と8件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

伊藤直樹委員を除く全員の賛成を認めます。よって、中間管理機構設定の7件目と8件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

伊藤直樹委員の入室を認めます。

(5番 伊藤直樹委員 入室)

伊藤直樹委員に報告します。ただいまの案件は、原案のとおり決定しました。

次に、所有権移転の案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了し、所有権移転案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

賛成全員。よって、所有権移転案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和4年8月第4回農業委員会定例総会を閉会します。